

東京土建一般労働組合

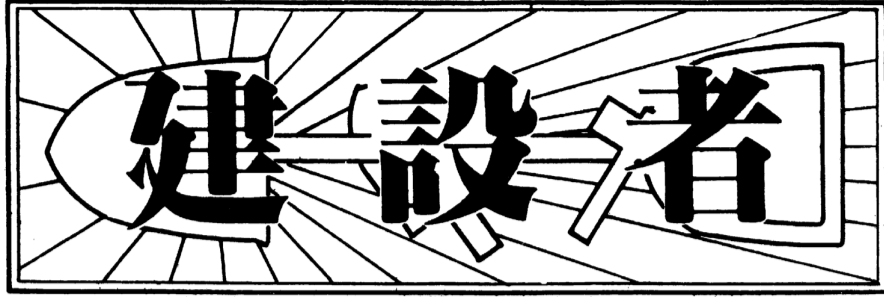
葛飾支部

〒124-0012 葛飾区立石8-34-4

電話 (5698) 1 2 6 1

FAX (5698) 1 2 6 2

発行人 関根伸正



今月の葛飾組織現勢

2021年5月1日	4,353人
加入	107人
転入	1人
脱退	45人
転出	4人
2021年6月1日現在	4,412人

春の拡大成果表

	2021年 1月 1日付	2021年 6月 1日付	1月比 増減	春 拡大 目標	春の拡大 成果表 6月1日現在																			増減 ◎1 ◎8 ◎1 ◎1 ◎2 ◎1 ◎7 ◎15 ◎1 ◎0 ◎13 ◎5 ◎6 ◎1				
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		20	21	22	23
たつみ	504	505	1	18	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎1				
奥戸	393	401	8	14	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎8				
本田立石	326	327	1	11	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎1				
青戸	160	161	1	6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎1				
中央	391	393	2	14	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎2				
堀切	269	270	1	9	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎1				
亀有	389	382	-7	14	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎7				
細田高砂	367	382	15	13	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎15				
柴又	187	188	1	7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎1				
新金町	322	322	0	11	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎0				
北水元	212	199	-13	8	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎13				
幸田	277	282	5	10	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎5				
水元	393	399	6	14	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎6				
その他	200	201	1	7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎1				
合計	4390	4412	22	156	4月55人 5月104人 合計=159人																							
					1月1日付人員比 プラス 22人																							

春の拡大月間

156人の目標を超過達成

4・5月の2ヶ月間取り組んできた春の仲間増やしの拡大月間は支部目標156人に對して、159人の加入。支部役員、分会役員ならびに組合員のみならずのご協力で目標を超過達成することができました。目標達成は2019年の秋以来の達成です。

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発出され、訪問行動が制限される中、「できることから取り組みましょう」との土屋組織部長からの訴えのもと、春の拡大月間を取り組んできました。接触しないのできることでポスター・立看板の設置・チラシ配布などの宣伝活動をはじめ、組合員とは電話掛け・インターホン越しの訪問行動などで対象を探りながらの目標超過達成です。また、この春もKポイント制度を活用しての分会の活性化を図りながら、拡大行動を進めました。

11分会が達成

達成分会は、たつみ・奥戸・青戸・中央・堀切・細田高砂・柴又・新金町・北水元・幸田・水元の11分会。超過達成分会は、奥戸・細田高砂・



勝訴を知らせる弁護士

建設アスベスト訴訟 最高裁判決で勝訴

柴又・新金町・水元の5分会は、目標13人に対して23人拡大をすすめ、10人の超過達成しています。さらに細田高砂分会は年間拡大率も75%（支部平均41%）と、この時

点で年間目標達成も視野に入れています。また脱退者を減らすことも組織増勢には欠かせません。4・5月の2ヶ月間だけで104人の仲間が脱退していきま

す。新しく入った仲間への声掛けは、脱退防止につながる取り組みです。集中して取り組む月間は終わりましたが、労災保険の加入を求められたなど未加入の方からの声を聞いたら組合に相談ください。

5月17日建設アスベスト訴訟の最高裁判決で、国及び被告建材メーカーの責任を認める判決が言い渡されました。この判決は、神奈川1陣訴訟・東京1陣訴訟・京都1陣訴訟・大阪1陣訴訟についての判決です。この判決は一人親方等への国の賠償を認め、一部高裁差戻しを含め国の全面敗訴を改めて言い渡しました。建材企業には、高裁で企業責任を全部否定した東京訴訟が高裁に差戻しとなり、最高裁が企業の共同不法行為を初めて認める画期的な裁判となりました。

しかしながら、屋外作業者に対する国の責任の否定や、責任期間で救済に線引きしており、全ての被害者への救済につながらないものとなっていきます。

4点の基本合意

この判決を受け、5月18日に菅総理が原告団らと会い、被害者及びその遺族に深くお詫びする旨の謝罪の意を表明し、同日、田村厚労大臣との間で基本合意書を調印しました。基本合意は次の4点になります。

- 第1 謝罪
  - 第2 令和3年5月17日以前に提訴された継続中の訴訟の和解
  - 第3 令和3年5月17日時点で未提訴の被害者に対する補償
  - 第4 継続協議
- この基本合意は国との関係での合意であり、当然ながら共同不法行為を認めた建材メーカーからの補償はありません。建材メーカーについては、国との

基金の早期創設を

2008年5月16日に建設アスベスト訴訟が東京地裁に提訴されてから13年が経過。そこから全国各地で建設アスベスト集団訴訟が提起され、原告の総数は被災者単位で900人を超え、その7割を超える方がすでに亡くなっています。

また、アスベスト関連疾患による労災認定者はこれまで約1万8000人に上り、建設業がその半数を占めています。さらに被害者が今後も毎年500〜600人ずつ発生することが予測されてもいます。今まさに被害者が裁判をしなくては早期に救済される「建設アスベスト被害者補償基金」の創設することが喫緊の課題となっています。



寅さん

建設アスベスト訴訟は、5月17日の最高裁判決を受けて、菅総理の謝罪を表明した。そして同日基本合意書を田村厚労大臣と交わし、和解となった。2008年から13年と長きにわたる戦いであった。これは東京土建をはじめとした労働組合が訴訟を起こし、運動を重ね勝ち取ったものである。その間署名・集会などの運動に協力いただいた皆様には改めて感謝申し上げます。そして、皆様の協力のもと勝ち取る運動が今月から始まる。毎年ご協力いただいている土建国保補助金確保の運動である。ハガキも数が増えればそれだけ大きな力となり、運動は前進する。この運動がなければ、今年土建国保料も値上がりにつながっていたかもしれない。来年度の土建国保料を維持するためにも、現行水準の補助金確保が必要である。そのためには、一人1シートのハガキ記入の協力は欠かせない。改めてご協力をお願いいたします。

また、運動を進めるためには組織人数は必要不可欠。4・5月は春の拡大月間仲間増やしの月間でもあった。これも労働組合であれば必要な取り組みである。4・5月に159人の仲間が増えた。逆に脱退する人も多く、この2ヶ月間で104人の仲間が組合を去った。葛飾支部の人員は、2021年は4390人で始まり、6月1日付人員は、4412人であった。改めて運動を進めるうえで組織人数は欠かせない。

# 月次支援金制度は6月から 中小法人20万・個人10万

新型コロナウイルスでの緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和のための月次支援金制度が始まります。給付対象は、左記の①と②を満たすことが必要となります。

### 【給付対象】

- ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

### 【給付額】

中小法人等が上限20万円  
(月)、個人事業者等が上限10万円(月)

### 【申請期間】

4・5月分：2021年6月中下旬～8月中下旬  
6月分：2021年7月1日～8月31日

### 【申請方法】

- ①月次支援金HPで仮登録
- ②書類の準備
- 法人又は個人の確認書類
- 確定申告書類の控え
- 売上台帳などの帳簿書類(月の売上確認)
- 通帳
- 宣誓・同意書
- 登録確認機関での確認

④月次支援金HPから申請  
※一時支援金をすでに受給された方は、右記手続きを簡略化できる場合があります。  
影響を受けて売上が50%以上減少している組合員は、葛飾支部までご相談ください。

## 予算要求ハガキは今月から

### 多くの皆さんの協力が必要です

新型コロナウイルスの終息の目途が立たない状況ではありますが、来年度の建設国保補助金獲得の運動は私たちの建設国保を守るうえでも必要な取り組みとなります。医療保険一元化阻止と建設国保育

成・強化の運動として、建設国保補助金現行水準確保の取り組みハガキ要請行動を多くの組合員の力で進めていく必要があります。6月から取り組みを進めますので、ご協力をお願いいたします。

### 【ハガキ要請行動】

ハガキシート組織員分を目標に取組みを進めます。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大予防をとりながら、可

能な範囲でお願いします。

- ・厚労省宛ハガキ要請 6～7月の取り組み
  - ・東京都宛ハガキ要請 8～9月の取り組み
  - ・財務省宛ハガキ要請 10～11月の取り組み
- また、ハガキ要請にあわせて、国会議員・都議会議員へも建設国保の現行水準確保の要請行動を行っていきます。

## 区内駅頭で憲法宣伝行動

【深谷書記次長】今年の5月3日の憲法記念日は東京都では緊急事態宣言中でありましたので、中央憲法集会は密になる可能性が高い為、地元葛飾で地元住民に憲法の大切さを知ってもらうよう、初め



新小岩駅での宣伝行動

て葛飾区内の全駅(柴又駅は工事中より行わず)で、スタンディングでの宣伝行動を12時から12時45分まで合計30団体、240人で行いました。署名もなし、スピーカーなどでの声を出さない通行の方

に見てもらいたいだけの宣伝もこのコロナ禍ならではのものです。この姿を見て今日が憲法記念日かと思う人、声援をくれた人、反対意見が、ひとりひとりがしっかりと区民に民主主義と立憲主義、平和と共に憲法の大切さを掲げて宣伝行動をしました。

## コロナ生活支援プロジェクト 開始前に100人近い列

今年2月、新型コロナウイルスによる影響を受けた区民に対して、生活支援をしよう、区労連、民商、社保協などの区内団体に東京土建葛飾支部も加わり、コロナ禍から「区民のいのちと生活を守る葛飾連絡会」を立ち上



曳舟川親水公園での生活支援

げました。何ができるかを検討した結果、「コロナに負けない」生活支援・相談プロジェクトと名付けた、生活支援物資の供給や、生活相談をすることになり、緊急事態宣言下の5月22日(土)14時から、曳舟川親水公園で第2回目の支援行動をしました。支援参加者は、各団体から約50人。事前にチラシを周辺の集合住宅などに個別配布したこともあり、当日は、14時開始前に100人近い人の列ができていました。準備は米2kg150人分を含め、レトルト食品、缶詰などを用意し、15時過ぎには用意した物資がほぼなくなり、約1時間で終了となりました。来場者約250人、高齢の方から小さいお子さんを連れた家族まで幅広い年齢層の来場があり、新型コロナウイルスの影響の大きさを物語っていました。

## 算定基礎届

### 手続き忘れずに

今年も6月下旬ころに年金事務所から、厚生年金をかけた事業所へ「算定基礎届の案内」が届く時期になりました。毎年葛飾支部で手続きをしている事業所へ6月下旬ころにハガキでご案内をします。対象となる事業所は提出忘れのないようご注意ください。

葛飾支部での算定基礎届受付は、下記日程です。必要書類をお持ちの上、お越しください。

日時：6月28日(月)～7月9日(金)(土日祝日はお休み) 10～16時  
場所：支部会館  
持ち物：①算定基礎届手続書類一式(年金事務所から郵送されたもの) ②源泉所得税の領収書(直近のもの) ③賃金台帳又は給与明細書と出勤簿(2020年7月から2021年6月までの1年分) ④会社の代表者印(丸印)とゴム印(横版) ⑤年会費の6,000円

毎年開催の住モデーは秋に延期の予定です。  
※開催は新型コロナウイルス感染状況の判断となります。



厚労省宛要請ハガキ